

# 記入例

(協議離婚の場合)

## 離婚届

令和 年 月 日届出  
長 殿

提出の際に当日の日付を記入してください。

戸籍に記載される「離婚日」は届書を提出した日になります。

(吉田)  
(吉田)

枠外に届出人兩名の捨印をお願いします。

令和 年 月 日	午前 午後	時 分	受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
確認	<input type="checkbox"/>	通知	<input type="checkbox"/>

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	長 印					
送付 令和 年 月 日	第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知
(よみかた) 氏 名	夫 よしだ こうたろう	妻 よしだ おつこ				
生 年 月 日	吉田 甲太郎 平成2年4月1日	吉田 乙子 平成2年9月1日				
住 所	静岡県吉田町 住吉87番地 よしだ こうたろう	静岡県牧之原市 静波447番地 よしだ おつこ				
本 籍	静岡県榛原郡吉田町住吉87番地					
父母の氏名	夫の父 吉田 よし吉	続き柄 二男	妻の父 榛原 牧太郎	続き柄 二女		
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏名	は		<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
もどる者の本籍	静岡県牧之原市静波447番地		(よみかた) はんばら まきたろう			
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 吉田 丙助		妻が親権を行う子			
同居の期間	平成28年9月から		令和元年9月まで			
同居する前の住所	番地 号					
同居する前の世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 31にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯					
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業			
届出人署名押印	夫 吉田 甲太郎 (吉田)		妻 吉田 乙子 (吉田)			
事件簿番号	住所を定めた年月日		連絡先			
	夫 年 月 日		電話 080-1111-2222			
	妻 年 月 日		自宅・勤務先 [ ]・携帯			

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は、1通でさしつかえありません。

- 原則的に、すべての項目を記入してください。
- 本籍地以外の市区町村に提出する場合には、戸籍謄本の添付が必要です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 印	吉田 よし吉 (吉田) 榛原 牧太郎 (榛原)
生 年 月 日	昭和30年6月1日 昭和35年12月1日
住 所	静岡県榛原郡吉田町 住吉87番地 静岡県牧之原市 静波447番地
本 籍	静岡県焼津市 本町2丁目16番地 静岡県牧之原市 静波447番地

- 届出人及び証人欄の印鑑はそれぞれ個別のものを押印してください。
- 開庁時間中に届出人本人が提出する場合は、本人確認をさせていただきます。免許証等の用意をお願いします。(本人確認ができない場合は後日通知を送ります。)
- 記載内容によって、後日役場から連絡をさせていただく場合がございます。
- 必ず連絡先の電話番号を記入してください。

婚姻中の氏(この場合は「吉田」)を離婚届出後も名乗る場合、この欄には何も書かないでください。別の届書が必要になります。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。
  - 面会交流について取決めをしている。
    - 面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること
  - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。
  - 養育費の分担について取決めをしている。
    - 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など
  - まだ決めていない。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) にも掲載されています。

↑子どもの養育費・面会交流について、提出する段階で決まっている方にチェックしてください。